

# 循環型都市八王子プラン

(ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画)

## 素案【概要版】

令和5年(2023年)8月3日時点

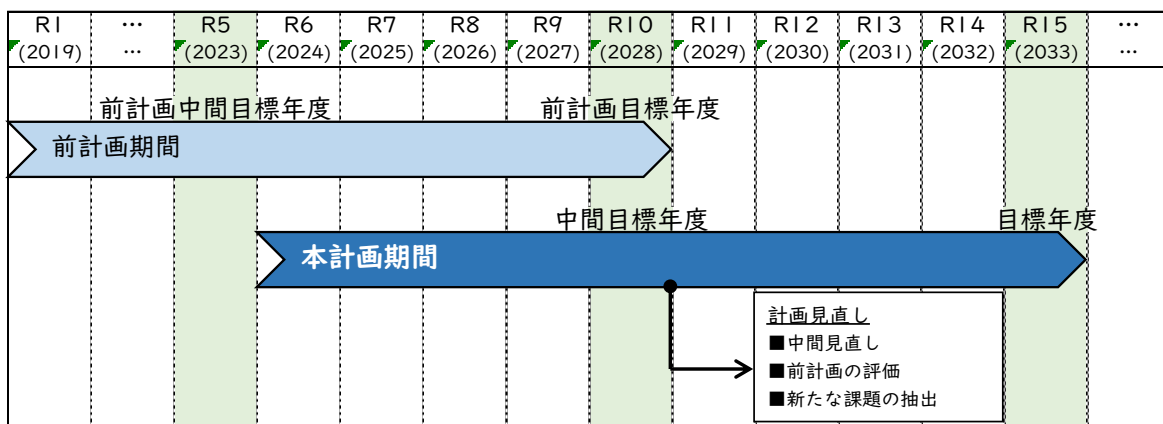
# 1. はじめに

## ■ 計画策定の背景

- ・前計画期間の令和元年度（2019年度）以降、市は収集体制やごみの出し方の変更、民間企業との連携推進、館クリーンセンターの稼働開始など、さまざまな取組を行ってきました。
- ・こうした取組に加え、市民や事業者の皆様のご協力により、令和3年度（2021年度）には人口50万人以上の都市の中で、1人1日あたりのごみ排出量の少なさは全国1位を達成するとともに、事業系ごみは平成17年度（2005年度）比で5割以上（約25,500ト）減少させることができました。
- ・前計画策定以降、国や都では食品ロスの削減、プラスチックの資源化、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進する法律の施行や計画の策定が行われています。本市においてもこうした世界的な課題への取組を推進するとともに、本市に適したごみ処理・資源化システムを構築する必要が生じたため、ごみ処理基本計画を改定するとともに、新たに清掃施設整備計画を策定しました。

## ■ 計画期間と目標年度

- ・令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間を計画期間とします。



## ■ 現状と課題

- ・平成16年度（2004年度）のごみ有料化以降、事業系ごみが大幅に減少している一方で、家庭系ごみの減量効果が少なくなっている。

➡家庭系ごみのさらなる減量が必要

	平成17年度	令和4年度	減量
家庭系ごみ	710g/人日	617g/人日	△13%
事業系ごみ	253g/人日	110g/人日	△57%

- ・ごみ質（組成）については、生ごみやプラスチック等、資源化可能なものが多く含まれている。

➡資源化や適正排出の取組が必要

家庭系可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ	37.5%	事業系可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ	50.1%
		紙（資源化不可）	11.2%			紙（資源化不可）	19.9%
		紙（資源化可能）	7.5%			紙（資源化可能）	8.1%
		紙おむつ	2.9%			紙おむつ	4.8%
		容器包装プラスチック	8.6%			その他可燃ごみ	7.5%
		製品プラスチック	4.1%		不適物	プラスチック類	7.9%
		その他	28.2%			その他不適物	1.7%

※令和4年度ごみ組成分析結果より

※令和4年度ごみ組成分析結果より

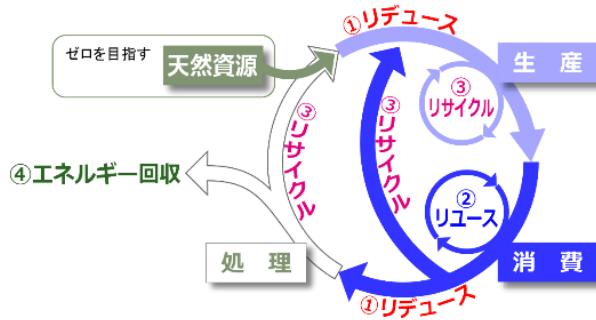
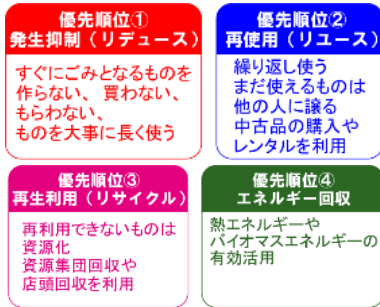
資源化可能⇒現状16.1%+将来44.5%=60.6%

資源化可能⇒現状16.0%+将来54.9%=70.9%

## 2. 基本理念と施策体系

### ■基本理念「『循環型都市八王子』の実現」

われわれが享受している素晴らしい自然環境とともに、安全で快適な暮らしを次世代に引き継いでいくためには、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境と経済が好循環する循環型社会を目指していく必要があります。そのため、前計画に引き続き「『循環型都市八王子』の実現」を基本理念として掲げます。



### ■施策体系

基本理念のもとに3つの基本方針と、さらに横断的な取組をとおして世界的な課題の解決にも貢献するため、3つの重点プロジェクトを掲げています。

#### 基本理念：「循環型都市八王子」の実現

重点プロジェクト	重点プロジェクト1 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）
	重点プロジェクト2 プラスチック資源循環の推進
	重点プロジェクト3 ゼロカーボンシティに向けた取組
基本方針1 循環型都市八王子に向けた共創による取組の推進	基本施策1-1 地域での共創による取組
	基本施策1-2 次世代へつなぐ環境のバトン
	基本施策1-3 行動変容を促す啓発
基本方針2 3Rとサーキュラーエコノミーに向けた取組の推進	基本施策2-1 食品ロスの削減
	基本施策2-2 プラスチック資源循環の推進
	基本施策2-3 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進
	基本施策2-4 事業者に向けた取組の推進
基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築	基本施策3-1 ゼロカーボンシティに向けた取組
	基本施策3-2 社会情勢に応じた収集体制の構築
	基本施策3-3 新たな資源化に向けた処理体制の確保
	基本施策3-4 本市に最適なごみ処理体制の構築
	基本施策3-5 災害時のごみ処理体制の確立

# 3. 基本方針

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中で、誰にとっても安全・安心で住みよく、魅力あるまちとしてあり続けるためには、市民・事業者・市がより一層協力して、持続可能な社会の構築に向けた様々な取組を行っていくことが重要です。

本計画では、先に掲げた基本理念と社会情勢を踏まえ、3つの基本方針を定め、各施策に取り組みます。

## 基本方針1 循環型都市八王子に向けた共創による取組の推進

### 基本施策1-1 地域での共創による取組

- ・町会・自治会との連携体制の構築・強化
- ・企業による自主的な資源循環の取組との連携

### 基本施策1-2 次世代へつなぐ環境のバトン

- ・幼児や小中学校をはじめとした全世代への環境教育プログラムの充実

### 基本施策1-3 行動変容を促す啓発

- ・インターネット・SNSの活用や分別アプリの導入検討
- ・可燃ごみの名称変更の検討



## 基本方針2 3Rとサーキュラーエコノミーに向けた取組の推進

### 基本施策2-1 食品ロスの削減

→P5【重点プロジェクト】

### 基本施策2-2 プラスチック資源循環の推進

→P6【重点プロジェクト】

### 基本施策2-3 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

- ・簡易包装や詰め替え製品など、繰り返し使用可能な製品の利用促進
- ・収集区分に合わせた分別排出の向上

### 基本施策2-4 事業者に向けた取組の推進

- ・業種や規模に合わせた啓発・指導方法の充実
- ・減量・資源化・適正排出に向けた訪問指導の実施



## 基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築

### 基本施策3-1 ゼロカーボンシティに向けた取組

→P6【重点プロジェクト】

### 基本施策3-2 社会情勢に応じた収集体制の構築

- ・分別区分の継続的な検討
- ・市民に合わせたごみ出し支援体制の検討

### 基本施策3-3 新たな資源化に向けた処理体制の確保

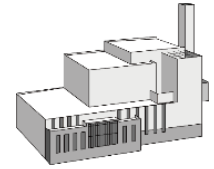
- ・最適なプラスチック資源化手法の検討
- ・新たな資源化施設の調査研究や民間活用の検討

⇒清掃施設整備方針【新たな資源化施設に関する方針】



## 基本施策3-4 本市の最適なごみ処理体制の構築

- ・ 不燃物処理センターの施設更新・整備
- ・ 処理体制の効率化に向けた広域化・集約化の検討



⇒清掃施設整備方針【持続可能なごみ処理体制（各施設の更新）に関する方針

## 基本施策3-5 災害時のごみ処理体制の確立

- ・ 災害廃棄物の円滑な処理に向けた対策の推進

# 4. 重点プロジェクト

「循環型社会」の形成に向けては、実効性のある取組の推進を図る必要があります、市と市民・事業者の皆さんがそれぞれの役割を理解し、適切に行動することが求められます。

本計画では、基本施策のうち特に横断的に取り組む3つの項目を重点プロジェクトとして掲げます。

### 重点プロジェクト1 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

#### 市の主な役割

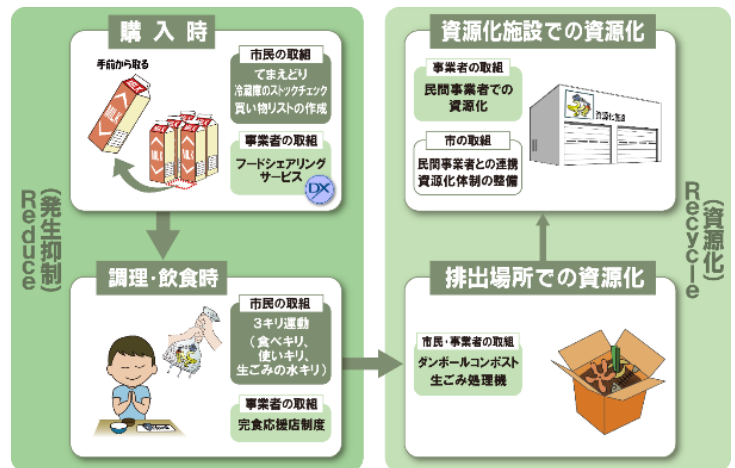
- ・ 事業者における食品ロス削減の方法や優良事例の紹介
- ・ SNS など多様な媒体を活用した情報発信
- ・ 既存の民間施設の活用や新たな民間施設の誘致も含めた検討

#### 市民の主な役割

- ・ 3キリ運動や「てまえどり」の実施
- ・ 冷蔵庫のストックチェックの実施
- ・ ダンボールコンポストなどの活用による家庭での生ごみ資源化

#### 事業者の主な役割

- ・ フードシェアリングサービスの利用
- ・ 消費者等のニーズに合わせて小盛メニューなど商品の提供方法を工夫
- ・ 生ごみの減量化やリサイクルを推進



## 重点プロジェクト2 プラスチック資源循環の推進

### 市の主な役割

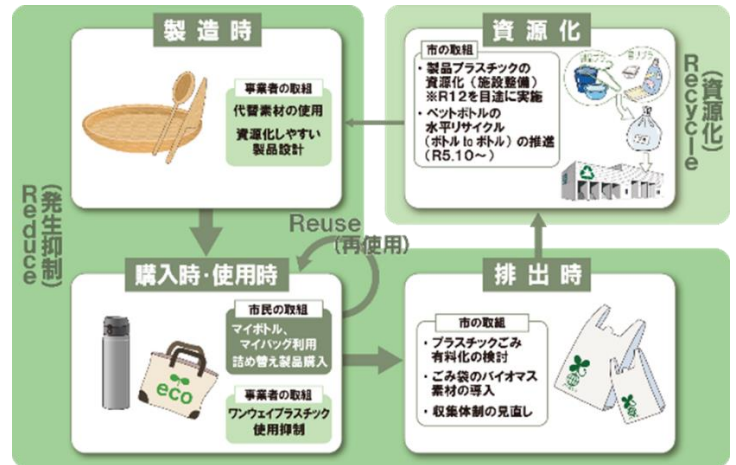
- ・製品プラスチックの資源化に向け、有料化を含めた体制づくりの検討
- ・プラスチック資源化施設の整備・運営
- ・海洋プラスチック問題の啓発

### 市民の主な役割

- ・ワンウェイプラスチックを使用しない
- ・マイボトルやマイバッグなどの利用
- ・プラスチック類を正しく分別して排出

### 事業者の主な役割

- ・ワンウェイプラスチックの使用抑制
- ・資源化しやすい製品の設計
- ・事業者による資源回収・資源循環



## 重点プロジェクト3 ゼロカーボンシティに向けた取組

### 市の主な役割

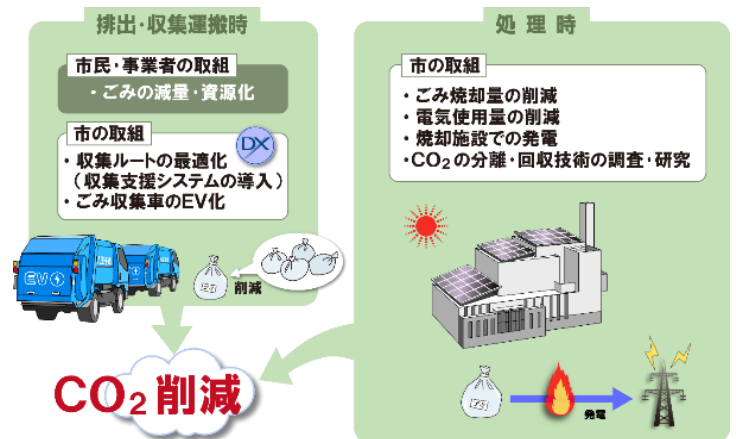
- ・減量・資源化推進によるごみ焼却量削減
- ・ごみ・資源物収集体制の効率化
- ・CO<sub>2</sub>分離・回収技術（CCU、CCUS）の調査・研究

### 市民の主な役割

- ・使い捨て商品を購入しない
- ・リユースショップの有効活用
- ・資源物を適切に分別して排出

### 事業者の主な役割

- ・プラスチックの代替素材・製品の活用
- ・廃棄物を出さない製品の開発
- ・資源化しやすい製品の開発



<出典：八王子市地球温暖化対策地域推進計画>

## 5. 清掃施設整備計画

### ■ 計画策定の背景（清掃施設関連）

- ・ 既存施設の老朽化 → 本市に適した施設体制の検討が必要
- ・ 国、都の動向 → 将来的な広域化・集約化に関する検討が必要
- ・ 新たな資源化・ゼロカーボンへの対応 → 先端技術を有する民間企業との連携が必要

### ■ 清掃施設整備方針

ごみ処理基本計画における重点プロジェクトや基本方針に基づき、各施策の実行と目標値を実現するため、清掃施設整備方針として4つの方針を定めます。

#### 整備方針1 持続可能なごみ処理体制に関する方針（既存清掃施設の整備・更新）

##### （1）プラスチック資源化センターの更新に関する方針

設備の老朽化及び製品プラスチックを含むプラスチックの資源化に対応するためには、改修・改造が必要であるとともに、特に製品プラスチックの処理について検証が必要であることから、収集方法の検討と並行して必要な処理検証を行い、既存施設の設備更新及び施設の新設も含めた検討を進めます。

##### （2）戸吹不燃物処理センターの更新に関する方針

不燃ごみの収集量、収集方法に応じた施設の縮小化を行う方針とします。また、不燃ごみの分別収集化（金属・小型家電、ガラス・陶磁器）による施設の簡略化を含め、最適な縮小方法を選択します。

##### （3）焼却施設体制に関する方針

経済性やスケールメリットを活かした環境負荷低減効果等の観点から、広域化・集約化を推進する方針とします。また、新たな広域化については、国、都の動向に応じ、近隣自治体との協議のうえ、実現の可否について、検討を行います。集約化についても、広域化検討や多摩清掃工場の更新検討に応じて最適な手法の検討を進めます。

#### 整備方針2 新たな資源化施設に関する方針

新たな資源化施設の整備については、サーキュラーエコノミー（循環経済）の進展により、企業の積極導入も期待できるため、専門家会議を行う等により、民間事業者の誘致検討を進めていきます。

さらには、可燃ごみ処理施設の整備時期に合わせた将来的な民間活用方法の検討を行う方針とします。

#### 整備方針3 清掃施設整備に関する民間事業者との連携方針

各施設の整備にあたり、PFI手法や企業誘致など民間活力の導入検討を行い、経済的かつ効率的な施設整備運営を目指します。

また、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、将来的な誘致を含む民間活用の検討も行います。

#### 整備方針4 ゼロカーボン達成に向けた技術導入に関する方針

CCU・CCUS(CO<sub>2</sub>回収及び活用技術)や、より効率的な運転、エネルギー活用方法等の先端技術について調査・研究を行うとともに、先端技術を要する民間事業者との連携を進めます。

## ■各清掃施設更新スケジュール案

年度	令和6年度～令和10年度 (2024年度～2028年度)	令和11年度～令和15年度 (2029年度～2033年度)	令和16年度～令和20年度 (2034年度～2038年度)
プラスチック 資源化センター		 方針検討に基づく施設整備	
戸吹不燃物 処理センター		 方針検討に基づく施設整備	
戸吹清掃工場			 方針検討に基づく施設整備
館クリーンセンター			
多摩清掃工場 焼却施設 (多摩ニュータウン環境組合)			 方針検討に基づく施設整備
多摩清掃工場 不燃・粗大ごみ施設 (多摩ニュータウン環境組合)			 方針検討に基づく施設整備
エコセメント化施設 (東京たま広域資源循環組合)			

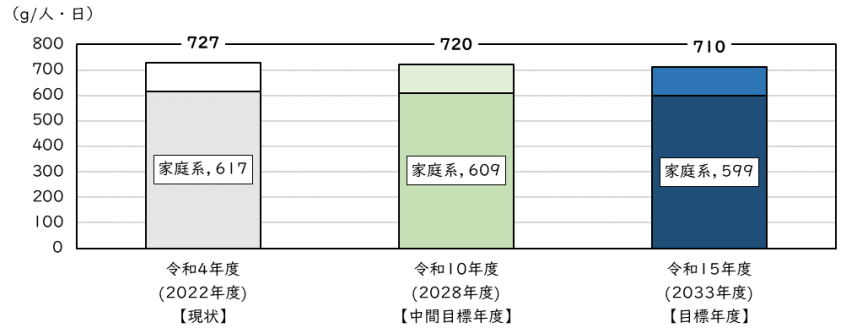


## 6. 実績値と目標値

### ■ 1人1日あたりの総排出量

令和10年度：720g/人・日以下

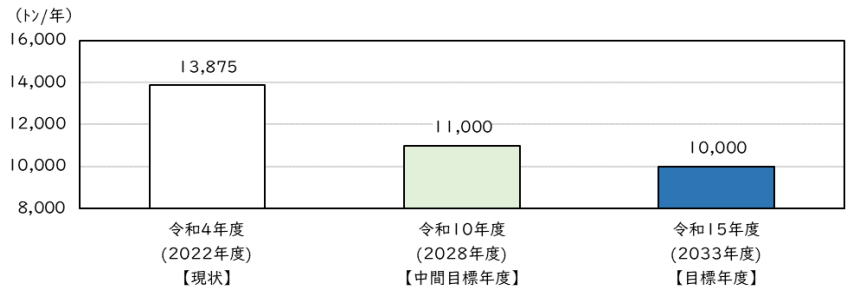
令和15年度：710g/人・日以下



### ■ 食品ロス焼却量

令和10年度：11,000トン/年以下

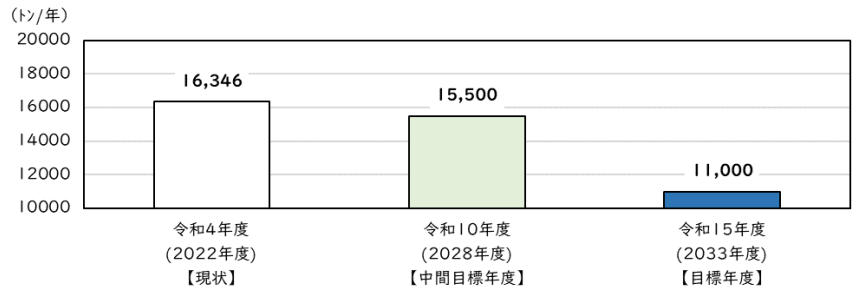
令和15年度：10,000トン/年以下



### ■ プラスチック焼却量

令和10年度：15,500トン/年以下

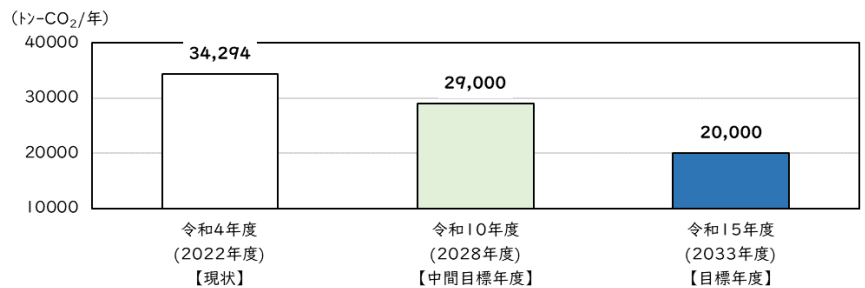
令和15年度：11,000トン/年以下



### ■ CO<sub>2</sub> (二酸化炭素) 排出量

令和10年度：29,000トン/年以下

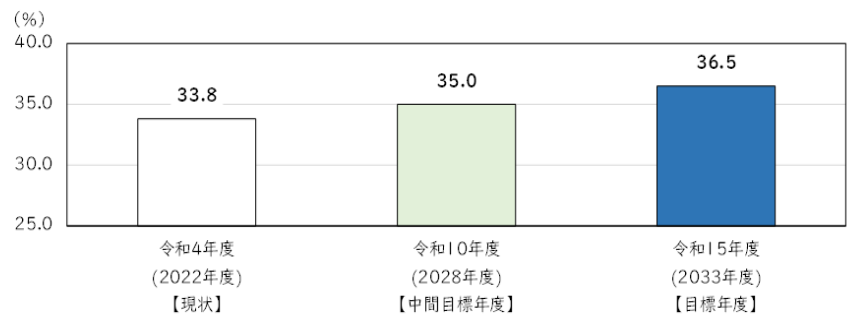
令和15年度：20,000トン/年以下



### ■ リサイクル率

令和10年度：35.0%以上

令和15年度：36.5%以上



※食品ロス焼却量、プラスチック焼却量、CO<sub>2</sub> (二酸化炭素) 排出量については、ごみ組成分析調査などの実績に基づく推計値